

5月11日(水)～20日(金)

春の全国交通安全運動

「思いやる 心ひとつで 事故はゼロ」手を上げて しつかり見よう 右左」をスローガンとして、全国一斉に春の交通安全運動が行われます。

入学シーズンを過ぎて間もないこの時期は、子どもの交通事故の発生が予想されます。また依然として、高齢者が関係する事故も多発しています。

交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践して、交通事故を防ぎましょう。



交通安全教室 (三川小)

【運動の重点目標】

- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶
- 5 加入しましょう

市町村交通安全共済

交通安全共済の加入募集は、毎年8月に行いますが、途中でも随時受け付けています。

3月に中学校を卒業した生徒は、6月から未加入となっており、6月からです。新規に加入する必要があります。

☆見舞金の請求を忘れていませんか

交通事故でけがなどをしたのに、見舞金を請求していない人はいませんか。見舞金を請求できる期間は、事故で死亡した日、身体障害者となった日、けがが治った日(症状が固定した日)か

ら、それぞれ2年間です。これを過ぎると請求ができなくなります。

◆見舞金の請求に必要な書類

- ① 交通事故証明書
 - ② 指定の診断書
- ※事故に遭ったなら、必ず警察に届け出てください。

閩総務課 交通防災班 ☎ 62・5 835

地域で進めるきれいなまちづくり

「春のゴミゼロ運動」

ごみの散乱防止と再資源化を推進するため、市内一斉に「春のゴミゼロ運動」を実施します。当日は、道路や公園などに落ちているごみを集めてください。日時／5月29日(日) 午前8時～

〈注意事項〉

- ・ 集めたごみは、缶、ビン、ペットボトル、燃えるごみ、燃えないごみに分け、それぞれ別の袋に入れてください。
- ・ 家庭にあるごみは、絶対に出さないでください。
- ・ 集合場所やごみの集積場所は、区または団体の役員に確認し

てください。

閩環境課 環境美化班 ☎ 62・5 329

共に進めるまちづくり

「市長への手紙」

市民の皆さんの市政への参画を図り、開かれた市政の推進と皆さんの声を生かした行政運営を行うため「市長への手紙」制度を実施しています。

【手続き】

様式は問いません。封書やはがき、ファクスなどに「市長への手紙」と書いて、住所、氏名、ならびに意見や要望などを記入して送付してください。市役所と各支所には専用の受け付け箱が置いてあります。

※市ホームページには、専用フォームがあります。

※個人情報情報は守られます。

【送付先】

〒289・2595 旭市
二の1920 Ⅸ63・4946
「市長への手紙」あて
閩秘書広報課 広報広聴班 ☎ 62・8070

被災した人の

国民年金保険料の免除

対象／住宅や財産に、おおむね2分の1以上の損害を受けた人
申請方法／窓口にある免除申請書に被災状況届(国民年金保険料免除申請用)を添付し、市保険年金課または年金事務所へ申請期限／7月29日(金)

【注意事項】

○本人が提出できない場合は、委任状が必要です。

○免除申請書と被災状況届(国民年金保険料免除申請用)は日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/index.html>)からもダウンロードできます。

保険料の口座振替を利用している人へ

被災により、今後の保険料納付が困難な人は、年金事務所へ相談してください。

閩市保険年金課 年金班 ☎ 62・5332 または 佐原年金事務所 ☎ 0478・54・1442

助成制度があります

地上デジタル放送への切り替え

7月24日で、地上アナログ放送が終了します。それまでに皆さんのテレビを、地上デジタル(地デジ)放送対応にする必要があります。

〈国の助成制度〉

●市民税非課税世帯に対する助成

地デジ放送への切り替えができていない市民税非課税世帯に、簡易地デジチューナーの無償給付(1台)などを行っています。申請には世帯全員の記載のある、住民票と非課税証明書が必要で、申請書は市企画課情報管理

班、税務課および各支所税務課分室にあります。

くわしくは、総務省地デジチューナー支援実施センター(☎0570・023724)へ。

●集合住宅共聴施設の地デジ化に対する助成

アパートなどの集合住宅の共聴施設で、デジタル化対応工事未着手の施設を改修する場合、一定の条件を満たすと助成を受けることができます。

くわしくはデジサポ助成金相談窓口(☎0570・093724)へ。

閩総務省地デジコールセンター(☎0570・070101)または市企画課情報管理班(☎62・8090)

提供してください

「東日本大震災」の画像や動画

3月11日、旭市を襲った東日本大震災。この未曾有の大地震と津波は、私たちの町「旭」を一瞬で破壊しました。

市では、決して忘れることのないこの震災の画像や動画を集め、今後の貴重な資料とします。

〈提供していただける場合〉

市内で撮影したものに限りです。データをDVDやCDなどに保存して、秘書広報課に持参してください。謝礼などはありません。

閩秘書広報課広報広聴班 (☎ 62-8070)



津波から一夜明けた商店街(3月12日/飯岡)

6月号から広報に折り込みます 公民館だより



広報をめくると公民館だよりが

各地域で実施しています

行政相談

隔月で、公民館でのイベントや各種講座などの様子を皆さんに伝えている「旭市公民館だより」を、6月1日号から広報あさひに折り込みます。

閩海上公民館(☎55・2566)

ん。また秘密も守られます。

〈相談日・場所〉

毎月第1火曜日/旭市役所
毎月第2火曜日/飯岡支所
毎月第3火曜日/海上支所
毎月第4火曜日/干潟支所
※祝日の場合は休止。

〈時間〉

午後1時30分～3時30分

被災した人への特別相談を実施

総務省千葉行政評価事務所では、東日本大震災に伴い「震災特別行政相談所」を開設し、国や特殊法人などの被災者に対する支援について「どんなものがあるのか知りたい、困っていることがあるが、どこに相談したらよいかわからない」などの相談を受け付けています。相談は無料で、秘密は守られます。

●相談は電話でできます

震災行政特別相談は、専用のフリーダイヤル(☎0120・188573)または、常設の行政相談専用電話(☎0570・090110)へ。ファクス(043・246・9829)での相談も受け付けます。

受付時間/午前8時30分～午後5時15分(時間外は留守番電話での対応)

※フリーダイヤルの開設期間は、

今月下旬まで、土・日曜日、祝日も開設しています。

閩秘書広報課広報広聴班(☎62・8070)

利用してください

旭市中小企業資金融資制度

申し込み資格/市内に同一事業を1年以上営み、申し込みまでに市税を完納していること

〈平成23年4月1日現在〉

	事業資金		小規模事業資金	
	設備資金	運転資金	設備資金	運転資金
限度額	2,000万円	1,000万円	500万円	500万円
償還期間	10年以内	5年以内	7年以内	5年以内
融資利率	1年以内		2.55%	
	1年超～3年以内		2.90%	
	3年超～5年以内		3.10%	
	5年超～10年以内		3.30%	
利子補給率	年2.5%			

※市税を完納し約定どおり返済された場合には、毎年利子補給(年2.5%以内)があります。

閩商工観光課商業振興班(☎62・5874)または商工会(本所 ☎62・1348、飯岡支所 ☎57・2226、海上支所 ☎55・2350、干潟支所 ☎68・2405)